

NEWS



連合千葉

<http://chiba.jtuc-rengo.jp/>

日本労働組合総連合会
千葉県連合会(連合千葉)

発行人 永富博之 編集人 小山良成
〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10
千葉県教育会館 新館6階

TEL 043-201-2022 FAX 043-201-2023

号外 2021年8月12日発行

千葉地方最低賃金審議会 千葉県最低賃金28円 引き上げを答申

最低賃金は、各都道府県ごとに定められており、産業や職業の別を問わず、千葉県内で働くすべての労働者及び労働者を1人でも使用する使用者に適用されます。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。また、最低賃金が適用されるのは、すべての労働者であり、パート、アルバイトといった雇用形態や呼称により、異なりません。

千葉地方最低賃金審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額925円を28引き上げ(引き上げ率3.02%)で、953円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発行日は、2021年10月1日の見込み。

< 参考：最近 5 年間の千葉県最低賃金の改正状況 >

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
最低時間額	842 円	868 円	895 円	923 円	925 円
引上げ額	25 円	26 円	27 円	28 円	2 円
対前年度引上げ率	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%

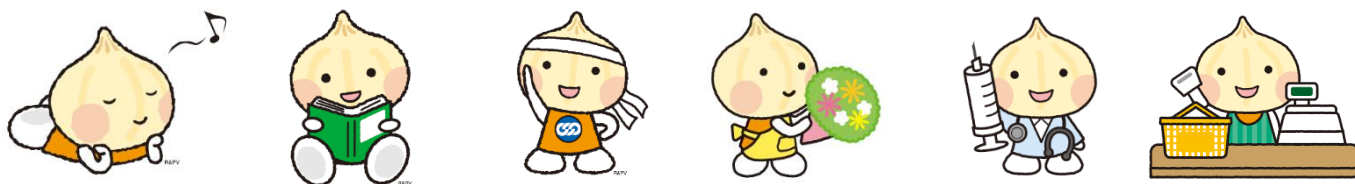
○ 最低賃金に参入されない賃金

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

○ 特定最低賃金について

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは別に、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると認めた業種に設定されます。

千葉県においては、現在、7 つの業種について設定がなされていますが、千葉県最低賃金額よりも高いものは、「鉄鋼業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の 2 業種となっています。



雇用主（使用者）の皆さん **「業務改善助成金」** 活用していますか？

業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げたり、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練を行った場合に、その費用の一部を助成してくれます。

詳しくは厚生労働省のホームページへ→



業務改善助成金

検索